

令和5年度クリーンプラント管理運営委員会議事録

1. 日時

令和5年11月8日（水） 14時00分～14時25分

2. 場所

長浜市役所浅井支所2階第3会議室

3. 会議次第

1. 管理者あいさつ

2. 委員および職員自己紹介

3. 委員長および副委員長の選任

4. 協議事項

(1) クリーンプラント処理実績について

(2) クリーンプラント水質測定結果等について

5. その他

木製家具類のリサイクルについて

4. 議事

【事務局】

定刻になりましたので、ただいまから令和5年度クリーンプラント管理運営委員会を始めさせていただきます。委員の皆様には、公私共にお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

湖北広域行政事務センタークリーンプラント管理運営委員会に関する規則第4条第2項の規定により、過半数以上のご出席をいただいておりますので、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、湖北広域行政事務センター管理者からご挨拶を申し上げます。

【管理者挨拶】

本日は大変お忙しい中、クリーンプラント管理運営委員会へご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃はクリーンプラントの業務各般にご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。深くお礼申し上げます。

さて、当センターにおきましては、令和5年6月より、木尾町にて、新施設の工事に着手をしたところです。クリーンプラントで行っております破碎処理につきましても、令和10年4月から木尾の方に移転をさせていただきます。お手元には、5月に配布しました広域だよりをお配りしておりますが、新施設では、汚泥処理、焼却処理、破碎処理の全ての処理を一括して行うこととなります。また、現在までは、ただ燃やすだけの施設でしたが、焼却の際の熱エネルギーによる発電に加え、生ゴミ等から発生しますメ

タンガスによるバイオガス発電も行うこととしております。

クリーンプラントにつきましては、令和10年3月までお世話になることとなっておりますが、それまでの間、安定・安全を胸に地元の皆様にご迷惑のかからないようしっかりと運営させていただきたいと考えております。

本日は、クリーンプラントでの日頃の管理運営状況等のご説明をさせていただきます。また、その他事項として、新たなリサイクル関係のご説明もさせていただきます。本日は、大変お世話になりますけど、よろしくお願いします。

【事務局】

次に、各委員様および職員の自己紹介に移らせていただきます。

(委員自己紹介)

ありがとうございました。続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。管理者から順次、自己紹介をお願いします。

(事務局自己紹介)

続きまして、次第「3. 委員長および副委員長選出」につきまして、お諮りします。委員長・副委員長の選出はどのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

(「事務局一任」の声あり)

【事務局】

今、事務局一任のお声をいただきましたが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数あり)

【事務局】

(委員長及び副委員長選出)

【委員長】

このクリーンプラント管理運営委員会につきましては、一般廃棄物最終処分場ならびに粗大ごみ処理施設の設置および管理に関する条例に基づき、施設の整備および環境の保全について審議、調査または建議することとなっております。委員の皆さまの活発なご意見と慎重なご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。また、議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは、会議次第「4. 協議事項」につきまして、(1) から (2) まで一括して事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

まず「協議事項（１）クリーンプラント処理実績」について説明させていただきます。資料４ページをご覧ください。こちらの表は、クリーンプラントに搬入された、不燃ごみ、粗大ごみとその合計を月別にあらわしたものです。上段が令和４年度の実績、下段が令和５年度９月までの実績です。令和４年度の不燃ごみと粗大ごみを合わせた実績につきましては、表の右下のとおり約４，７８３ｔとなりました。

令和５年度９月までの実績につきましては、下段のとおり、約２，４３２ｔです。令和４年度の９月までの実績と比較しますと約９９ｔ減少しています。減少しました理由としましては、コロナ禍におけるいわゆる巣ごもりされる方の住宅整理等が落ち着いたこと、また、令和３年７月から持込手数料を１０ｋｇ当たり４０円から８０円に変更しましたので、手数料値上げによる抑制等によるものと考えております。

次に資料５ページ上段をご覧ください。「粗大ごみ処理施設（破碎処理）稼働状況」でございます。上段が令和４年度の実績、中段が令和５年度９月までの実績でございます。令和４年度につきましては破碎機を２０３日稼働しており、約４，５１４ｔのごみの処理を行いました。１日平均に換算すると約２２ｔのごみを処理したことになります。当プラントの破碎機の処理能力が１日（５時間）あたり４０ｔであるため、処理能力に対して約５５％稼働していたことになります。中段の令和５年度９月までの実績については処理能力に対し、約５４％の稼働となりました。粗大ごみ処理施設の運転管理において、この１年間の間に特に大きな事故等ございませんでした。

次に資料５ページ下段の「使用済み蛍光管および乾電池等年度別搬入実績表」をご覧ください。この表につきましては、使用済み蛍光管、使用済み乾電池、使用済みライターの年度別搬入実績で、令和２年度から令和４年度までの３年間の実績を記載しております。使用済み蛍光管と乾電池につきましては、収集後、破碎処理せずに、施設内で一時保管し、定期的に処理業者に搬出しております。使用済みライターにつきまして、収集車両の火災等を防止するため、平成２３年７月から分別収集を行い、平成２５年度より、クリーンプラントにて一時保管後、処理業者にて処理を行っております。

次に、資料６ページをご覧ください。「クリーンプラント年度別ごみ量の推移」で平成２年度から令和４年度までの「不燃ごみ」と「粗大ごみ」の搬入実績をグラフ化したものです。一番右端の令和４年度をご覧ください。令和３年度と比較しまして、約１１％の減となりました。主な減少原因については、コロナ禍における外出自粛に伴う清掃ごみの搬入等の減少や持ち込み手数料の改定によるものと考えます。

続きまして「協議事項（２）クリーンプラント水質測定検査結果」について説明させていただきます。資料７ページ～１０ページをご覧ください。７ページ・８ページは令和４年度クリーンプラントの放流水分析結果を、９ページ・１０ページは令和５年度９月までのクリーンプラント放流水分析結果を掲載しています。クリーンプラントの放流水については平成１９年１月から公共下水道に放流しているため、下水道法の分析項目を中心に毎月分析を行っています。表の右側に「下水道放流の際に適用される基準」と「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令等」の基準を記載しています。いずれの項目においても「下水道放流の際に適用される基準」と「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を

定める省令等」の基準を下回っております。

続きまして、資料 11 ページ～14 ページをご覧ください。11 ページ・12 ページには、令和 4 年度クリーンプラント原水分析結果を、13 ページ・14 ページには令和 5 年度 9 月分までのクリーンプラント原水分析結果を掲載しております。「原水」とはクリーンプラントで水処理する前の水のことを言います。この原水について、法的な基準はありませんが参考として処分場を廃止する際の基準を右側に記載しています。いずれの分析項目においても「処分場を廃止する際の基準」を下回っています。

次に、資料 15～18 ページにはクリーンプラント下流井戸水の分析結果を、資料 19 ページ・20 ページには福祉センター消雪用井戸水の分析結果を、資料 21 ページ・22 ページは野上町消雪用井戸水の分析結果を掲載しており、いずれの井戸水につきましても、分析結果に異常等は確認されませんでした。

続きまして、資料 23 ページをご覧ください。令和 4 年度夏季・冬期、令和 5 年度夏季の「クリーンプラント最終処分場埋立地のガス測定分析結果」、「クリーンプラント地中温度測定結果」でございます。測定結果について埋立物が発酵して発生するガスや温度変化は確認されませんでした。説明につきましては以上でございます。今後とも安心・安全な施設の運転管理に努めてまいります。

【委員長】

ただいま事務局の方から一括して説明を受けましたが、ご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いします。

【委員】

蛍光管の実績が令和 4 年度は 2000 kg 減少していますが、これは LED 化の影響でしょうか。また、今後の見通しはどのようにお持ちですか。

【事務局】

おっしゃるように LED 化の影響と考えており、今後も減少していくものと推測しております。

【委員】

令和 9 年度で破碎処理施設は閉鎖ということですが、令和 10 年度以降も水質分析等は継続していただけるのでしょうか。

【事務局】

最終処分場につきまして、現在、埋め立ては終了していますが、「廃止」という手続きがあり、廃止届が滋賀県に受理されるまでは維持管理を行う必要があります。この「廃止」の手続きに当たっては 2 年にわたり水質、ガスの分析結果が安定していることなどが求められます。そのため、破碎処理は令和 9 年度をもって終わりますが、水質分析等については、その後も継続して行うこととなります。

【委員長】

それでは、続きまして、次第「5. その他」について、事務局から何かありますか。

【事務局説明】

1点ございます。資料24ページをご覧ください。まず、1番の内容についてですが、令和6年度からクリーンプラントで処理する木製家具類の一部について、ごみの減量化、処理施設の負荷低減等のためリサイクルを始めるものです。なお、木製家具類は、管内の業者で燃料用、発電用チップなどにリサイクルされる予定です。

2番の現在の処理についてですが、住民の方が直接施設に持ち込まれた木製家具類の一部につきましては、場内にあります専用のストックヤードへ荷下ろし後に、コンベアでの詰まり防止や破碎機にかかる負荷低減のため、写真のように重機で粗破碎をしております。その後、機械選別工程を経て排出される可燃ごみにつきましては、クリスタルプラザへダンプで搬送し、焼却処理をしています。なお、リサイクル業者に引き渡す木製家具類としましては、ここのストックヤードで保管するものが対象となり、集積所に出される木質粗大ごみは、他のプラスチック類などの粗大ごみとあわせて収集しているため、リサイクルの対象とはなりません。

続いて3番の実施期間につきましては、令和6年度から令和9年度までの現施設が稼働する間の取り組みとして考えております。なお、新施設では、木製家具類につきましては、修理工房で修理を行い、リユース品として譲渡をする取り組みや焼却の際に熱回収を行うサーマルリサイクルなどの方法で有効利用を行う予定としております。

続いて、4番の効果についてですが、記載しております3つの効果を見込んでおります。一つ目がごみの減量化です。年間60t程度の減量化を見込んでおります。同時に今まで焼却処理していた木くずの資源としての有効利用の促進につながる取り組みと考えており、バイオマス燃料としてリサイクルされる場合は、二酸化炭素排出量の削減にも寄与できるものと考えております。二つ目が設備負荷の低減です。木製家具類は破碎後、焼却処理をしておりますので、処理量の削減に伴いクリーンプラントでの破碎負荷の低減、そしてクリスタルプラザでの焼却負荷の低減につながると考えております。三つ目が処理費用の削減です。具体的には、クリスタルプラザまでの可燃ごみの運搬費用や焼却灰の埋立費用など、ごみ処理費用の一部が削減できます。今後も減量化施策の検討を進めていきたいと考えております。説明は以上となります。

【委員長】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら宜しくお願いします。

【委員長】

ご意見等ないようですので、議事はこれで終了し、会議を閉じさせていただきます。以上、委員の皆様のご協力により、円滑に議事が進行しましたことをお礼申しあげます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

【事務局】

委員長様ありがとうございました。本日、委員の皆様方には、管理運営委員会に出席いただき、貴重なご審議を賜りありがとうございました。今後ともクリーンプラントの管理運営にご支援ご協力賜りますようお願い致します。本日は、大変お忙しい中ありがとうございました。